

平成26年度 第6回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成26年9月18日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年9月18日(木)
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可
9番 中林敬 10番 梶谷廣美
以上9名出席
- 欠席委員 5番 尾家富千代
以上1名欠席
- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 下西修造
- 関係者
- 議事事項 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
協議第2号 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の
実施について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時間となりましたので、ただいまより平成26年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。本日の出席委員でございますが、9名、欠席委員1名で、5番、尾家富千代委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規程数を越えておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

皆様方、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、先日の委員の研修にも御出席いただきましてありがとうございました。いつも毎月ありまして、短時間で終わってしまうんですけども、きょうも御審議のほどよろしく願いいたします。ありがとうございます。

事務局（門谷佳彦）

それでは、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、4番、井手上委員、7番、久保委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条の規定により、当会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願いいたします。

柳議長

ありがとうございます。それでは、おはようございます。これからいろいろと審議していただきたいと思います。それでは、議題に沿って行いたいと思います。

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（垣内宏樹）

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について。

別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。

平成26年9月18日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

番号1番です。農地の所在は、高野町大字・・・字・・・番で、場所は別紙の図面をごらんください。登記簿地目は畑。現況地目は畑。農振区分は農振地域内となっております。面積は869平方メートルです。権利の設定は、売買による所有権移転となっております。

譲渡人の住所氏名は、橋本市・・・丁目・・・番・・・号、・・・氏。

譲受人の住所氏名は、和歌山県伊都郡・・・大字・・・・・・番地、・・・氏。
経営面積は明記のとおりです。

現地調査につきましては、9月8日に事務局と井阪委員と実施しました。
委員より後ほど報告があります。

次のページごらんください。今回の・・・さんは、別紙の調査書のとおり、
1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するため該当
しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件につきましては、個人のため
適用ありません。

4号の農作業常時要件につきましては、本人が年間150日・妻が20
0日行うため該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10
アールの設定で、今回の取得面積あわせて43.72アールのため該当し
ません。

また6号につきましては、所有者以外の権限で耕作している者がいない
ため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で花木
栽培を行うため該当しません。以上のとおり書類審査及び現地調査したと
ころ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えて
おります。以上です。

柳議長

ありがとうございます。

続きまして、現地調査報告の担当委員より、報告をお願いいたします。

井阪委員

はい、1番井阪です。

番号1について、平成26年9月8日に、事務局とともに現地調査を行
いました。申請地にあっては、今回取得する農地が隣接しており、同人は
周辺で野菜・花木等の栽培を行っており、引き続き取得した農地も効率的
に耕作することが見込まれます。以上のことから、現地において農地法第
3条第2項各号に該当しないことを確認しました。

以上、現地報告を終わります。

柳議長

ありがとうございました。ただいま、事務局並びに農業委員による説明
がありましたが、御質問ございませんか。何かないですか。

御異議なければ、ないようですので、第12号議案について可決してよ
ろしいでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

柳議長

4番、井手上です。農地調査ですけど、行政のほうから広報等で周知お
願いできますかね。やっていただけるんかどうか、その辺お伺いしたいと

思います。

事務局長 広報、間に合わへんかもわからん。今、出したら10月、終わっとるから11月の広報にしか出ないような形になるんで、終わってしまうんで、何らかの形で。

事務局（門谷佳彦）

事務局では毎年、各地域に農地パトロール月間であるというふうな音楽を流しながら回るのを、今年も同じように調査時期とかぶせて行う予定にしておりますので、それであらかた周知はできるのではないかと考えております。

事務局長 地区の区長に回覧してもらおうような話も。

事務局（門谷佳彦）

それも考えます。

井手上委員 それでいいです。

柳議長 ほかにいいですか。

事務局（門谷佳彦）

いつから回られますかね、一番早いので。明日とかあさってっていうのは体力的にあれなんで、せめて1週間。

26日に回覧回すようになってるみたいなので、それに向けて作業進めるので、それ以降でも構いません。立ち入りしたところでも、農業委員皆さんに手帳等お渡ししてあると思うので、農業委員手帳必ず携帯していただいて、もし何かあったらそれを見せていただいても構いませんし。立ち入る権利がありますので、それは問題ないんで、うちも広報するようにして努めます。何かあったり、もし仮に所有者に何か言われたこととかあった場合は、また事務局のほうに御一報いただいたら一緒に行くなり、中まで立ち入らなくても外からでも見れたら、その程度の調査でも構いませんので、状況を把握をしていただくということでございますので、済みませんがよろしく願いいたします。

柳議長 ほかにないですか。11月末というか。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。最低でも11月の末にいただいて、その結果を事務局でまとめて、12月の定例会のときに仔が農地の数字を確定させたいというこ

とがありますので、できたら早くできればできるだけありがたいですが、皆さん忙しいと思いますので、11月の末までにいただければ、事務局のほうで数値入力をして、精査をし直して12月の定例会のときに平成26年の遊休農地の面積の確定を行う予定をしておりますので、お願いをいたします。指導につきましては、各担当の地区で随時お願いいたします。

柳議長 この点について、何かほかに御質問ございませんか。

下名迫委員 3番、下名迫です。これについて、何日間くらい。

事務局（門谷佳彦）

済みません、それ、予算の話なんです、一人7日間が予算のいっぱいもってますので、7日間以上出ていただいた場合は、済みませんがボランティアというか、そういうふうな形になってしまうので、大体去年の日数から見ても7日以内には全ておさまっておりますので、大丈夫かと思うんですけど。規定日数を超えた場合、また別途相談いただければと思います。

お手元に、資料の中に農地法及び農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構委託の推進に関する法律というのが、今年の場合は農地の中間管理事業推進に関する法律の施行に伴い、農業経営基盤強化促進法及び農地法の一部改正があったので、皆さんに農地法、農地法施行規則、施行令等載った部分、業務の参考にしていただくように資料としてお渡ししておりますので、また何かで御活用いただきますようお願いいたします。

それともう一個ですが、地域づくりを始めようというパンフレットを入れさせていただいております。これを富貴地区の委員ではなじみがあるものですが、昔、農地・水管理支払直接交付金事業というふうな事業をやられたと思います。その事業の新しいバージョンに変え、その他それぞれ農業農村整備事業で行う・・・事業とかのメリット、こういうのがありますということで組織をつくっていただいて、することを啓発してくださいと和歌山県のほうから依頼がありましたので、もしそういうことを地区でやろうというときがありましたら、役場まで御相談をいただいたらと思います。

ただ、条件としては農振農用地内であることという要件がありますので、農振農用地がないところについては少し難しいところがありますので、設定できるのは花坂、ツダ、富貴とその3地区だけになりますが、またありましたら御相談いただければと思います。以上でございます。

柳議長 ありがとうございます。今の説明の分は補助金とかもらえる事業ですか。

事務局（門谷佳彦）

補助金出るので、農家がみんな寄って、また農家以外の人も寄ったり、小学校とかそういった学校教育関係とか皆さんで集まって、一つの組織をつくって、集落として取り組みますという事業になります。

主なメニューとしては、農道の舗装をすとか、用排水路の整備をすとか、そういうこともできることはできます。

ただ、補助金をもらった農用地、要は補助金の算定をした農用地については、必ず5年間は耕作放棄にならないというのが最大の前提です。それ以降もならないようにしていただかなければならないというところがありますので、取り組んだら定額で、使い道についてはある程度の水路を直すときに使う材料費であるとかいうこともできますので、御検討いただくというのも一つかなと思います。

そんな思ったほど額は多分ないと思いますね。富貴で100万円ちょっと年間出たらいいかなというくらいですかね。ただ、その分、5年間は絶対一回手挙げたらやめられない。途中でやめたら協定年度にさかのぼって全額返還すとか、そういうふうな細かな決めごとがたくさんありますので、もしこういう事業を集落として取り組むということがあったら、また一度我々にどんなんないかとかいう話を言っていただいたら、ちょっと探したりできるかどうかの話をしていきたいと思っておりますので、結構こういう事業かなりあるので、ある程度まとまりさえできれば共同で使う水路を直すとかっていうこと、ふだんでもやられていることにお金を充てられるというメリットが出てくるので、活用していただければいいのではないのでしょうかね。以上です。

柳議長

4年間、何かやって。富貴のほう。

事務局（門谷佳彦）

知らんうちになくなったので、もったいないかなと思うので、一回つぶれたところも、また同じようなことするっていうのは大分、相当難しいかなと思うのですが、また違う切り口で考えるのも一つかなと思います。

ただ、農家が主となってやるのですが、耕作放棄のそこへ花植えとか、そば植えとか、そういう必須項目が出てきちゃうので、それがちょっと結構重荷になって、水路直すだけとかやったらやっぱり自分の農業に関係するので、皆さん農家必死にやってくれるところ多いみたいですが、やっぱりちょっとその辺はいろいろ作戦を考えないとうまいことつくれないかなという気はしますね。

ほかにもいろんな支払交付金とかいろいろあるので、ぜひそれは御相談いただければ、可能なものはどんどんやっていってはいいいのではないかと思いますけど。何か整理していかんと、どんどんあかんようになっていくので。

柳議長 ほかにないですか。
 なかったら、これで終わりたいと思いますけど、いいですか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

柳議長 これで閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成26年10月2日

会 長 _____

署名委員 4 番 _____

署名委員 7 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。